

求人者・求職者の皆様（取扱職種の範囲と紹介手数料等）

◆職業安定法第32条の13, 同法施行規則第24条の5取扱い職種の範囲等の明示です。

【求人企業に対する紹介手数料】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービスです。
成功報酬にて、求人側には下記の手数料がかかります。

●専門的・技術的職業 年収の30%

建築・土木技術者	情報処理技術者	電気・電子技術者
生産管理技術者	情報処理技術者	管工事技術者
バイオ・化学技術者	セールス・サービスエンジニア	

●管理的職業 年収の30%

経理・財務	販売・企画	総務・人事・労務
立地開発	店舗管理・バイヤー	貿易・マーケティング
営業管理	業務・物流管理	

●営業・販売の職業 年収の30%

営業・接客・店舗販売

●事務的職業 年収の20%

一般事務	総務事務	受付・秘書
経理補助事務		

●サービスの職業 年収の20%

家庭生活支援サービスの職業	生活衛生サービスの職業
---------------	-------------

●医療関連専門的職業・技術的職業 年収の30%

薬剤師	臨床検査技師	栄養士	看護師
-----	--------	-----	-----

※但し、医師については年収の35%

当社よりご紹介する求職者の方を求人企業が採用された場合、求職者の入社時点で上記の手数料を求人企業に請求いたします。
※年収とは、本採用時の年収総額とします。なお、年収が確定していない場合は月額給与の16ヶ月年収とさせていただきます。
請求時には消費税相当分を別途加算させていただきます。

① 支払日

求職者が求人企業への勤務を開始した日を請求日とし、お支払期日は請求日より1ヶ月以内とする。
その場合、現金による一括払いといたします。

② 紹介手数料の返戻金制度

求人企業が手数料をお支払いいただいた後、採用された求職者がその責に帰すべき事由に基づき退職した場合には、お支払いいただいた紹介手数料を下記の基準にて返戻するものといたします

入社後から

◆1ヶ月未満……………手数料の80% ◆1ヶ月以上3ヶ月未満……………手数料の50% ◆3ヶ月以上……………返戻なし

【求職者に対する手数料】

■求職者の方からは手数料は一切徴収いたしません。

●苦情処理について

求職者の方・求人の方からの苦情対応窓口
職業紹介責任者 カシヨ(株) 営業部 松本泰明
TEL.026-251-0510

厚生労働大臣許可 20-ユ-300003

カシヨ株式会社

〒381-0037 長野市西和田1-27-9
TEL.026-251-0510 FAX.026-251-0500